

介護サービス事業者
基準確認シート
(令和3年4月改定基準)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所の名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|----------------|--|
| ○「法」 | … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） |
| ○「施行令」 | … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○「施行規則」 | … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号） |
| ○「条例」 | … さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号） |
| ○「平18-0331004」 | … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号） |
| ○「平18-0620001」 | … 介護員養成研修の取扱細則について（平成18年6月20日老振発第0620001号） |
| ○「平24-0328-9」 | … 「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号） |
| ○「平12老企55」 | … 「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号） |

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	3
三 設備に関する基準	8
四 運営に関する基準	10
五 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	33
六 変更の届出	35
七 その他	36

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の3第1項 条例 第3条第1項</p> <p>条例 第3条第2項</p>
2 基本方針	<p>○ 要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の、安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第8条第15項 条例 第5条 平18-0331004 第3の一の1(1)</p>
3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>○ 次のア～エのサービスを提供していますか。</p> <p>ア 定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <p>イ 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者若しくはその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス</p> <p>ウ 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話</p> <p>エ 訪問看護サービス 看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものです。</p> <p>※ 定期巡回サービスについて、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。 また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定してください。</p>	<p>法 第8条第2項 施行令 第3条 施行規則 第22条の23 条例 第6条 平18-0331004 第3の一の1(2) 平18-0620001 別紙Ⅱ5(3)</p>

- ※ 随時対応サービスについては、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。
- また、随時の訪問の必要が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替えるなどの対応等を行ってください。
- なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めてください。
- ※ 随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めてください。
- なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得てください。
- ※ 訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。
- また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれます。
- ※ 事業所が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る指定を併せて受けることは差し支えありません。
- ※ 1の事業所は1の事務所であることが原則ですが、地域の実情に応じて、一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所とサテライト拠点を併せて指定を行うことは差し支えありません。
- 例えば事業の実施圏域が広範にわたる場合に、定期巡回サービスや随時訪問サービスについて、利用者のニーズに即応できる体制を確保し、より効率的に行うため、本体となる事務所との緊密な連携を確保した上で、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うサテライト拠点を置くことが想定されます。
- ※ 訪問介護員等とは、次のいずれかの者とします。
- ア 介護福祉士
 - イ 看護師等（看護師、准看護師）
 - ウ 介護員養成研修の介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程を修了した者
 - エ 介護保険法施行前にウの研修に相当する研修を修了した者

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 従業者の員数 (1) オペレーター</p>	<p>① サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上のオペレーターを配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ オペレーターとは、随時対応サービスとして、利用者又は家族等からの通報に対応する従業者をいいます。</p> <p>※ オペレーターは事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。</p> <p>※ 午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。</p> <p>※ サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たします。</p> <p style="padding-left: 2em;">サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>	<p>条例 第7条第1項第1号 平18-0331004 第3の一の2(1)①ロ</p>
	<p>② オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合であって、サービス提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員との連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者の業務に1年以上（指定地域密着型サービス省令第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合、1年以上従事とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものです。</p>	<p>条例 第7条第2項 平18-0331004 第3の一の2(1)①イ</p>
	<p>③ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができます。</p>	<p>条例 第7条第3項 平18-0331004 第3の一の2(1)①ニ</p>
	<p>④ オペレーターは、専らその職務に従事していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第7条第4項</p>

	<p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。</p> <p>オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、オペレーターの配置要件を併せて満たします。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。</p> <p>※ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができます。</p> <p>その時間帯において勤務する従業者が、オペレーター1人である場合もあり得ますが、利用者の処遇に支障がないよう、他の従業者との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 次の施設等が、同一敷地内又は道路を隔てて隣接等、特に当該事業所のオペレーターの業務に支障がないと認められる範囲内にある場合に、当該施設等の夜勤職員（看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員に限る。）をオペレーターとして充てることができます。</p> <p>ア 指定短期入所生活介護事業所 イ 指定短期入所療養介護事業所 ウ 指定特定施設 エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 オ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 カ 指定地域密着型特定施設 キ 指定地域密着型介護老人福祉施設 ク 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 指定介護老人福祉施設 コ 介護老人保健施設 サ 指定介護療養型医療施設</p> <p>また、オペレーターの業務を行う時間帯について、施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。</p> <p>ただし、夜勤職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、勤務時間を施設等の勤務時間には算入できないため、施設等における最低基準（夜勤を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、加算要件）を超えて配置している職員に限られます。</p>	<p>第7条第5項 平18-0331004 第3の1の2(1)① ハ・ホ・ヘ</p>
<p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>○ 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上の定期巡回サービスを行う訪問介護員等を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p> <p>※ 訪問介護員等とは、次のいずれかをいいます。</p> <p>ア 介護福祉士 イ 看護職員（看護師・准看護師） ウ 訪問介護員養成研修1・2級課程を修了した者</p>	<p>法 第8条第2項 施行令 第3条第1項 条例 第6条第1号 第7条第1項第2号 平18-0331004 第3の1の2(1)②・③ ロ 平18-0620001 平24-0328-9</p>

	<p>エ 介護保険法施行前に相当する研修を修了した者</p> <p>※ 看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、診療の補助及び療養上の世話の業務（たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。</p>	
<p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>① サービス提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上の随時訪問サービスを行う訪問介護員等を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。</p> <p>※ サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たします。</p> <p>サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>	<p>条例 第7条第1項第3号 平18-0331004 第3の一の2(1)③イ</p>
	<p>② 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら随時訪問サービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。</p> <p>※ 午後6時～午前8時の間は、随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができます。</p> <p>※ オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、随時訪問サービスの提供に支障がないときは、午後6時～午前8時の間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。</p>	<p>条例 第7条第6項 第7条第7項 第7条第8項</p>
<p>(4) 訪問看護サービスを行う看護師等（連携型事業所を除く）</p>	<p>① 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を常勤換算方法で2.5以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p> <p>※ 勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとします。</p> <p>ア 不規則な看護職員1人当たりの勤務時間数は、不規則な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p>	<p>条例 第7条第1項第4号 第7条第12項 平18-0331004 第3の一の2(1)④イ～ホ</p>

	<p>イ 不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、不定期な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。</p> <p>なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となります。</p> <p>※ サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、サテライト拠点における勤務延時間数も含めます。</p> <p>※ 看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えありません。</p> <p>ただし、看護職員が訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際に算入することはできません。</p> <p>※ 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たします。</p> <p>なお、これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要です。</p>	
	<p>② 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第7条第9項 平18-0331004 第3の一の2(1)④へ</p>
	<p>③ 看護職員のうち1人以上は、サービス提供時間帯を通じて、事業者との連絡体制が確保されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めていますませんが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、看護職員のうち1人以上の者との連絡体制を確保しなければなりません。</p>	<p>条例 第7条第10項 平18-0331004 第3の一の2(1)④ト</p>
	<p>④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を事業所の実情に応じた適当数配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 配置しないことも可能です。</p>	<p>条例 第7条第1項第4号 平18-0331004 第3の一の2(1)④チ</p>
<p>(5) 計画作成責任者</p>	<p>⑭ 事業所ごとに、従業者であって看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち1人以上を、計画作成責任者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第7条第11項 平18-0331004 第3の一の2(1)⑤</p>

	<p>※ オペレーターの要件として認められている、サービス提供責任者として3年以上従事した者については計画作成責任者としては認められません。</p> <p>※ 利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>	
<p>2 管理者</p>	<p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ ア～ウの場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合</p> <p>イ 事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合</p> <p>ウ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。</p> <p>※ 管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はありません。</p>	<p>条例 第8条 平18-0331004 第3の一の2(2)</p>

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 設備及び備品等</p>	<p>① 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備及び備品等を確保してください。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。</p> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p> <p>この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。</p> <p>※ 事業所が健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には、事務室を共用することは差し支えありません。</p> <p>※ 事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができます。</p> <p>※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業又は他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p> <p>※ 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第9条第1項 第9条第4項 平18-0331004 第3の一の3(1)～ (3)・(8)</p>
	<p>② 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターにを携帯させていますか。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>イ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。</p> <p>また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。</p> <p>したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第9条第2項 平18-0331004 第3の一の3(4)・(5)</p>

<p>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。</p> <p>また、常時利用者の情報にアクセスする体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。</p>	
<p>③ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。</p> <p>ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。</p> <p>※ 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望まれます。</p>	<p>条例 第9条第3項 平18-0331004 第3の一の3(6)・(7)</p>

四 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 提供の開始に当たった説明及び同意</p>	<p>○ 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることについて同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスを選択するために必要な重要事項には次の内容が挙げられます。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p> <p>※ 特に、連携型事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の委託業務の内容、他の事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければならない。</p>	<p>条例 第10条 平18-0331004 第3の一の4(2)①・②</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第11条 平18-0331004 第3の一の4(3)</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>○ 通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第12条 平18-0331004 第3の一の4(4)</p>

<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>条例 第13条第1項 平18-0331004 第3の一の4(5)①</p>
	<p>② 被保険者証に、サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第13条第2項 平18-0331004 第3の一の4(5)②</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>条例 第14条第1項 平18-0331004 第3の一の4(6)①</p>
	<p>② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があり、認定が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p>条例 第14条第2項 平18-0331004 第3の一の4(6)②</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>○ 計画作成責任者による利用者の面接によるほか、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第15条</p>
<p>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第16条第1項 平18-0331004 第3の一の4(7)</p>

	<p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスであることから、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければなりません。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めなければなりません。</p>	
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第16条第2項</p>
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援を受けていないときは、利用申込者又は家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行うために必要な援助には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること</p>	<p>条例 第2条第5号 第17条 平18-0331004 第3の一の4(8)</p>
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等適切な連携を図ってください。</p>	<p>条例 第18条 平18-0331004 第3の一の4(9)</p>
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p>	<p>○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合があります。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第19条 平18-0331004 第3の一の4(10)</p>

<p>11 身分を証する書類の携行</p>	<p>○ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望まれます。</p>	<p>条例 第20条 平18-0331004 第3の一の4(11)</p>
<p>12 サービスの提供の記録</p>	<p>① 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第21条第1項 平18-0331004 第3の一の4(12)①</p>
	<p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項をを記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法が挙げられます。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第21条第2項 第43条第2項第2号 平18-0331004 第3の一の4(12)②</p>
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割（保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第2条第3号 第2条第4号 第22条第1項 平18-0331004 第3の一の4(13)①</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、事運営規程とは別に定められていること。</p>	<p>条例 第22条第2項 平18-0331004 第3の一の4(13)②</p>

	<p>ウ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。</p>	
	<p>③ ①・②のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められません。</p> <p>なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。</p>	<p>条例 第22条第3項 平18-0331004 第3の1の4(12)③・⑤</p>
	<p>④ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第22条第4項 平18-0331004 第3の1の4(12)④</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p>	<p>法 第42条第9項(第41条第8項準用) 施行規則 第65条の5(第65条準用)</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しなければなりません。</p>	<p>条例 第23条 平18-0331004 第3の1の4(14)</p>
15 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	<p>① 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第24条第1項</p>
	<p>② 随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第24条第1項</p>
	<p>③ 提供するサービスの質の評価を自ら行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービスの提供については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、改善を図らなければなりません。</p>	<p>条例 第24条第2項 平18-0331004 第3の1の4(15)①</p>

16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	① 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。 い る ・ い ない	条例 第25条第1号
	② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。 い る ・ い ない	条例 第25条第2号
	③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。 い る ・ い ない ※ 随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めてください。	条例 第25条第3号 平18-0331004 第3の一の4(15)②
	④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 い る ・ い ない ※ 利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿ってサービスを提供してください。	条例 第25条第4号 平18-0331004 第3の一の4(15)③
	⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な指導等を行っていますか。 い る ・ い ない ※ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導を行ってください。	条例 第25条第5号 平18-0331004 第3の一の4(15)④
	⑥ 特殊な看護等を行っていますか。 い ない ・ い る ※ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。	条例 第25条第6号 平18-0331004 第3の一の4(15)④
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 い る ・ い ない	条例 第25条第7号 平18-0331004 第3の一の4(15)④

	<p>※ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう説明を行ってください。</p>	
	<p>⑧ 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>	<p>条例 第25条第8号 平18-0331004 第3の一の4(15)⑤</p>
	<p>⑨ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えてください。</p>	<p>条例 第25条第9号 平18-0331004 第3の一の4(15)⑥</p>
17 主治医との関係 (連携型事業所を除く)	<p>① 常勤看護師等は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。</p> <p>※ 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p>	<p>条例 第26条第1項 平18-0331004 第3の一の4(16)①</p>
	<p>② 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治医による指示書の交付を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られます。</p> <p>※ 事業者が保険医療機関である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えありません。</p>	<p>条例 第26条第2項 第26条第4項 平18-0331004 第3の一の4(16)②・⑤</p>
	<p>③ 主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、主治医に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治医との密接な連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問看護サービスの利用者に係るものに限ります。</p> <p>※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>※ 事業者が保険医療機関である場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書については、看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えありません。</p>	<p>条例 第26条第3項 第26条第4項 平18-0331004 第3の一の4(16)③～⑤</p>

<p>18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成</p>	<p>① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>条例 第27条第1項 平18-0331004 第3の一の4(17)①</p>
	<p>② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた上で、計画作成責任者がサービスを提供する日時及びサービスの具体的内容を定めることができます。</p> <p>この場合において、利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ってください。</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>条例 第27条第2項 平18-0331004 第3の一の4(17)②</p>
	<p>③ 看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいいます。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければなりません。</p> <p>※ 「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、アセスメントを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々のサービスの提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施してください。</p>	<p>条例 第27条第3項 平18-0331004 第3の一の4(17)③</p>

	<p>※ アセスメントを担当する保健師、看護師又は准看護師については、従業者であることが望ましいが、事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われることも差し支えありません。</p> <p>この場合において、保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメントを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であって、日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。</p> <p>また、アセスメントに従事した時間については他の事業における勤務時間とはみなされません。</p>	
<p>(連携型事業所を除く)</p>	<p>④ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①で挙げた事項に加え、利用者の希望、心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画についても計画作成責任者が作成してください。</p>	<p>条例 第27条第4項 平18-0331004 第3の一の4(17)④</p>
<p>(連携型事業所を除く)</p>	<p>⑤ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、④で挙げた事項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又は家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、内容等の記載に当たっては、看護に関する十分な知見を有することが求められることから、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等の助言、指導等の必要な管理のもと行わなければなりません。</p>	<p>条例 第27条第5項 平18-0331004 第3の一の4(17)④</p>
	<p>⑥ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望並びに訪問介護サービスの利用に係る主治医の指示を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容等を十分に説明した上で利用者の同意を得なければなりません。</p> <p>※ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p>条例 第27条第6項 平18-0331004 第3の一の4(17)⑤</p>

	<p>※ 常勤看護師等ではない計画作成責任者は、訪問看護サービスに係る内容等の説明に当たっては、利用者及び利用者の家族等が十分に訪問看護サービスの内容等を理解できるよう常勤看護師等による必要な協力を得た上で説明を行ってください。</p>	
	<p>⑦ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所が保険医療機関である場合は、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができるとされているため、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えありません。</p>	<p>条例 第27条第7項 平18-0331004 第3の一の4(17)⑦ 平12老企55 別紙様式1</p>
	<p>⑧ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画作成責任者は、従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第27条第8項 平18-0331004 第3の一の4(17)⑧</p>
	<p>⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を変更する場合においても、①～⑦に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第27条第9項</p>
	<p>⑩ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第87号）第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえたものです。</p>	<p>第3の一の4(17)⑩</p>
<p>(連携型事業所を除く)</p>	<p>⑪ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。</p>	<p>条例 第27条第10項 平18-0331004 第3の一の4(17)⑨</p>

(連携型事業所を除く)	<p>※ 訪問看護報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記載において重複する箇所がある場合は、報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。</p>	
	<p>⑫ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常勤看護師等にあつては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った実施状況を把握し、訪問看護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第27条第11項 平18-0331004 第3の一の4(17)⑩</p>
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>○ 従業者に、同居の家族に対するサービスの提供をさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 随時対応サービスは除きます。</p>	<p>条例 第28条</p>
20 利用者に関する市への通知	<p>○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。</p>	<p>条例 第29条 平18-0331004 第3の一の4(18)</p>
21 緊急時等の対応	<p>① 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例 第30条第1項 平18-0331004 第3の一の4(19)</p>
	<p>② ①の従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第30条第2項 平18-0331004 第3の一の4(19)</p>
22 管理者等の責務	<p>① 管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第31条第1項 平18-0331004 第3の一の4(20)</p>
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第31条第2項 平18-0331004 第3の一の4(20)</p>
	<p>③ 計画作成責任者は、サービスの利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第31条第3項 平18-0331004 第3の一の4(20)</p>

<p>23 運営規程</p>	<p>○ 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時等における対応方法 キ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ク 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務です。） ケ その他運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを義務づけています。</p> <p>※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p> <p>※ 営業日及び営業時間 営業日は365日と、営業時間は24時間と記載してください。</p> <p>※ サービスの内容 サービスの内容とは、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの内容を指します。</p> <p>※ 利用料その他の費用の額 利用料としては、法定代理受領サービスに係る利用料（1割負担等）及び法定代理受領サービスでないサービスの利用料を、その他の費用の額としては、交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を記載してください。</p> <p>※ 通常の事業の実施地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 ・ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ・ 地域密着型サービスであることから、少なくとも日常生活圏域内は、通常の事業の実施地域に含めてください。 	<p>条例 第32条 平18-0331004 第3の一の4(21)</p>
<p>24 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例 第33条第1項 平18-0331004 第3の一の4(22)①</p>
	<p>② 事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第33条第2項 第33条第3項 平18-0331004 第3の一の4(22)② ～④</p>

※ 事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。

なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、派遣労働者（紹介予定派遣、育児休業代替又は介護休業代替を除く。）であってはなりません。

※ 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、定期巡回・随時対応型サービスの実施を可能とする観点から、事業所が適切にサービスを提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等（指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所）との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、指定訪問介護事業所等との契約に基づき、指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。

この場合、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスの全てを委託してはなりません。

したがって、事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。

なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、契約において、委託料、利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して契約の内容についての説明を十分に行ってください。

(一部委託の例)

ア 利用者50人を担当する事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託

イ 深夜帯における随時対応サービス及び随時訪問サービスを、指定夜間対応型訪問介護事業所に委託（事業所は定期巡回サービスを実施）

この場合において、市町村を超えての一体的実施を妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを1か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していません。

<p>一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められますが、この場合、契約に基づくこととし、契約において、委託料、利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して契約の内容についての説明を十分に行ってください。</p> <p>なお、随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない事業所は、午後6時～午前8時における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければなりません。</p>	
<p>③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	<p>条例 第33条第4項 平18-0331004 第3の一の4(22)⑤</p>
<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>条例 第33条第5項 平18-0331004 第3の一の4(22)⑥</p>

<p>25 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p style="margin-left: 20px;">b 初動対応</p> <p style="margin-left: 20px;">c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p style="margin-left: 20px;">b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p style="margin-left: 20px;">c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第33条の2第1項 平18-0331004 第3の1の4(23)②</p>
	<p>② 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第33条の2第2項 平18-0331004 第3の1の4(23)③ ④</p>
<p>26 衛生管理等</p>	<p>① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。</p>	<p>条例 第34条第1項 平18-0331004 第3の1の4(24)①</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第34条第2項 平18-0331004 第3の1の4(24)①</p>

<p>※ 令和6年3月31日までの間は努力義務です。</p> <p>③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <p>・「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第34条第3項 平18-0331004 第3の一の4(24)②</p>
---	---

<p>27 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務の体制 ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例 第35条 平18-0331004 第3の一の4(25)</p>
<p>28 秘密保持等</p>	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第36条第1項 平18-0331004 第3の一の4(26)①</p>
	<p>② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例 第36条第2項 平18-0331004 第3の一の4(26)②</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。</p>	<p>条例 第36条第3項 平18-0331004 第3の一の4(26)③</p>
	<p>④ 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)</p>
<p>29 広告</p>	<p>○ 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第37条</p>

<p>30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>○ 指定居宅介護支援事業者又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 居宅介護支援の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。</p>	<p>条例 第38条 平18-0331004 第3の一の4(27)</p>
<p>31 苦情処理</p>	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p> <p>② 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第39条第1項 平18-0331004 第3の一の4(28)①</p> <p>条例 第39条第2項 第43条第2項第6号 平18-0331004 第3の一の4(28)②</p> <p>条例 第39条第3項 平18-0331004 第3の一の4(28)③</p> <p>条例 第39条第4項</p> <p>条例 第39条第5項</p> <p>条例 第39条第6項</p>
<p>32 地域との連携等</p>	<p>① 介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p>	<p>条例 第40条第1項 平18-0331004 第3の一の4(29)①</p>

い る ・ い ない

- ※ 介護・医療連携推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会をいいます。
- ※ 利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ってください。
- ※ 介護・医療連携推進会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ってください。
- ※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、都市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。
- ※ なお、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。
 - ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
 - ウ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - エ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。
- ※ 一年に一回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては次の点に留意してください。
 - ア 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すもの。
 - イ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要であること。
 - ウ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。

平18-0331004
第3の一の4(29)②

	<p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公開制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>オ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二四時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p>	
	<p>② 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護・医療連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第40条第2項 平18-0331004 第3の一の4(29)③</p>
	<p>③ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>条例 第40条第3項 平18-0331004 第3の一の4(29)④</p>
	<p>④ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ いわゆる囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われないようにしてください。</p>	<p>条例 第40条第4項 平18-0331004 第3の一の4(29)⑤</p>
<p>33 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	<p>条例 第41条第1項 平18-0331004 第3の一の4(30)</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p>	<p>条例 第41条第2項</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>第43条第2項第7号 平18-0331004 第3の一の4(30)</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	<p>条例 第41条第3項 平18-0331004 第3の一の4(30)</p>
<p>34 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第41条の2 平18-0331004 第3の一の4(31)</p>

	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。 ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。 ③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。 ⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>条例 第41条の2第1項 平18-0331004 第3の一の4(31)①</p>
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第41条の2第2項 平18-0331004 第3の一の4(31)②</p>
<p>35 会計の区分</p>	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第42条 平18-0331004 第3の一の4(32)</p>

	<p>※ 具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振第18号）」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」を参考にしてください。</p>	
<p>36 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第43条第1項</p>
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 主治医による指示書（連携型事業所を除く） エ 訪問看護報告書（連携型事業所を除く） オ 利用者に関する市への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所が保険医療機関である場合は、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、指示書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えありません。</p> <p>※ 平成25年4月1日において、現に保存している記録（その整備が完結していないものを含む。）及び平成25年4月1日以後に整備される記録について適用します。</p>	<p>条例 第43条第2項 平18-0331004 第3の1の4(33) 条例 附則12</p>

五 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業</p>	<p>※ 連携型事業所においては、事業所において訪問看護サービスの提供を行わず、連携先指定訪問看護事業所が行います。</p> <p>したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準は適用されません。（本シート中の網掛け部分）</p> <p>訪問看護サービスに係る部分以外は、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準が全て適用されることとなります。</p>	<p>条例 第44条第1項 第44条第2項 平18-0331004 第3の一の5(1)</p>
<p>2 指定訪問看護事業者との連携</p>	<p>① 事業所ごとに、利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は、地域の指定訪問看護事業所との連携を図ることとされており、この連携を行う指定訪問看護事業所については、指定申請時においては地域の指定訪問看護事業所から任意に選定することになるが、事業開始以降、訪問看護を利用しようとする利用者が指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携が必要となります。</p>	<p>条例 第45条第1項 平18-0331004 第3の一の5(2)①</p>
	<p>② 連携先指定訪問看護事業者との契約に基づき、連携先指定訪問看護事業者から、次の事項について必要な協力を得ていますか。</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施</p> <p>イ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保</p> <p>ウ 介護・医療連携推進会議への参加</p> <p>エ ア～ウのほか必要な指導及び助言</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ アについては、連携先指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師又は准看護師や、連携型事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により実施することも差し支えありません。</p> <p>この場合において、保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメントを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であって、日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。</p> <p>アセスメントの結果については連携先訪問看護事業所に情報提供を行わなければなりません。</p> <p>また、アセスメントに従事した時間については他の事業における勤務時間とはみなされません。</p> <p>※ 連携に要する経費については、連携型事業所と連携先指定訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めてください。</p>	<p>条例 第45条第2項 平18-0331004 第3の一の4(17)③ 第3の一の5(2)②・③</p>

- ※ 一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行うことは差し支えありません。
- この場合において、次の点に留意してください。
- ア 指定申請は複数必要とはならないこと
 - イ 人員及び設備基準については、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る当該基準を満たすことで、いずれの事業の基準も満たすこと
 - ウ 利用者に対し十分に説明を行った上で、いずれの事業によるサービス提供を受けるか選択させること

六 変更の届出

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の定登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（連携型事業所の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第1項 第131条の13第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第2項 施行規則 第131条の13第4項</p>

七 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(カ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(キ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p>	<p>法 第115条の35第1項 施行令</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>第37条の2 施行規則 第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の35第2項 施行規則 第140条の46</p>